

Ⅳ 災害発生後の対応

- 1 生徒への対応
 - (1) 安否の確認
 - (2) 生活・健康相談・心のケア
- 2 施設設備の管理・点検
 - (1) 危険物・化学薬品等
 - (2) 施設利用区分の管理・点検
 - (3) 重要書類の管理・点検
 - (4) 通信回線の確認
 - (5) ライフラインの確認
 - (6) 備蓄品の配布と補給
- 3 避難所の開設支援
 - (1) 鍵の管理
 - (2) 利用区域の設定表示と管理
 - (3) 避難者の組織づくり（自治組織）
- 4 教育活動の再開計画
 - (1) 教職員、児童生徒の状況確認
 - (2) 施設・設備等の状況確認
 - (3) 教材等の確保
 - (4) 学事関係事務
 - (5) 教務関係事務
 - (6) 生徒・教職員への教育再開計画の周知
- 5 県市町村等関係機関への連絡
 - (1) 県機関への連絡
 - (2) 市町村への連絡

IV 災害発生後の対応

1 生徒への対応

(1) 安否の確認

防災組織及び確認方法に従って生徒一人一人の安否を確認する

ア 安否確認の方法

電話、携帯電話、電子メール、家庭訪問、避難者名簿、安否確認システム、災害用伝言ダイヤル等、その時点で使用可能な方法を活用する。

また、他の児童生徒からの情報を得て、教職員がその情報の確認を行う方法もある。

イ 安否確認の内容

生徒及び家族の安否、児童生徒及び家族の所在・避難先を確認する。

(2) 生活・健康相談・心のケア

大規模災害発生時には、多くの被災者が災害による恐怖、衝撃あるいは大切にしていたものを失った喪失感、無力感など心に様々なダメージを受けることが多い。こうした災害発生後の心の反応は、程度の差こそあれ誰にでも生じやすいものであり、さらに長期にわたって続く恐れもある。

そのため、担任や養護教諭等が生徒の話に耳を傾け、生徒の健康状態や家庭・家族の被災状況を把握するとともに、体験や不安な感情を分かち合って、生徒の心に安心感を与えることが大切である。さらに、それらの相談に応じるとともに心のストレスの解消に努めなければならない。

Q&A

Q	A
災害発生時の子どものストレス症状の特徴は何ですか。	恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって心の症状だけでなく身体の症状も現れやすいことが特徴です。症状には、情緒不安定、体調不良、睡眠障害など年齢を問わず見られる症状と、発達段階によって異なる症状があります。
PTSDとは何ですか。	災害や事件・事故後に「再体験症状」「回避症状」「覚せい亢進症状」などの強いストレス症状が現れ、それが4週間以上持続した場合に「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」と呼びます。PTSDは災害直後でなく、時間がたってから現れる場合があります。
心のケアの留意点にはどのようなものがありますか。	心身の健康状態の把握を行い子どもが示すサインを見逃さないようにします。また、学級担任や養護教諭をはじめ、教育相談部等の組織と連携を図って支援をします。なお、PTSDなどの症状が見られる場合は、スクールカウンセラーや医療機関等との連携を図ります。

2 施設設備の管理・点検

(1) 危険物・化学薬品等

ア ガスや石油等は元栓を閉め、臭いや染みがないかを確認する。また、火災の危険があるので電気の回路も遮断する。石油備蓄庫等に被害がなければ施錠し立入禁止とする。被害がある場合はその場で修復できれば修復を行い、不可能な場合は一時的に別の施設に移動し、施錠の上、立入禁止とする。

イ 有毒ガスの発生やガラスの飛散等が考えられるので、入室は原則管理担当者（防火管理者等）が行い、補助として複数名で入室する。不在の場合は入室を控えて、立入禁止とする。入室に関しては、点検カード（安全点検表等）を用意してヘルメット・ゴーグル・手袋・マスク等を装着して入室する。有毒ガスの発生がある場合には直ちに退室して立入禁止とし消防署等に連絡する。保管室や保管庫等に被害がなければ施錠し立入禁止とする。被害がある場合はその場で修復できれば修復を行い、不可能な場合は一時的に別の施設に移動し、施錠の上、立入禁止とする。

Q&A

Q	A
ヘルメット・ゴーグル・手袋・マスク等はどこに保管したら良いですか。	危険物・化学薬品等がある場所の入口付近か、又は近くの別の場所が良いでしょう。
マスクはどのような物を用意するのですか。	使い捨て式の防塵防毒マスクが用意できれば良いが、なければ他のマスク等で代用するようにしましょう。

(2) 施設利用区分の管理・点検

ア 外観の点検は全ての建物について、職員が手分けをしてヘルメット・ゴーグル・手袋・マスク等を装着して行き、大きなひび割れや建物のゆがみ等があれば直ちに立入禁止とする。外壁材が剥離や落下している場合、窓ガラスが破損や落下している場合は、複数名で確認を行い本部長に報告する。

イ 室内や廊下は管理担当者（防火管理者等）が点検カード（安全点検表等）を用意してヘルメット・ゴーグル・手袋・マスク等を装着して複数名で行い、扉や窓がスムーズに開閉できるか、天井や床・壁等にひびやゆがみ等がないか確認するとともに照明器具等も外れやすくなっていないか確認する。

ウ 特別教室等は（2）のイの他にロッカーや重量物があるので固定部分が変化していないか確認する。

Q&A

Q	A
外観の損傷の判断基準はどのようにすれば良いですか。	大きなひび割れや建物のゆがみ等があれば、余震等も考えられるので危険と判断し立入禁止として、専門家の判断を待ちましょう。
ヘルメット・ゴーグル・手袋・マスク以外に用意する物にはどのようなものがありますか。	障害物となってしまったロッカーなどの移動に大きなバール（なければ長い棒等）、夜間の場合は懐中電灯等があると便利です。

(3) 重要書類の管理・点検

ア 教務関係書類は、教務主任等が管理・点検を行い、書庫等に被害がなければ施錠する。被害がある場合は、非常時持出し袋等で一時的に別の施設に移動し、施錠の上、立入禁止とする。校外に関係書類を移動しなければならない場合は、教務主任等が移動リスト等を作成し、移動先で確認を行い施錠し立入禁止とする。

- イ 保健関係書類は、保健主事等が管理・点検を行い、書庫等に被害がなければ施錠する。被害がある場合は、非常時持出し袋等で一時的に別の施設に移動し、施錠の上、立入禁止とする。校外に関係書類を移動しなければならない場合は保健主事等が移動リスト等を作成し、移動先で確認を行い施錠し立入禁止とする。
- ウ 学事・管理関係書類は、事務長等が管理・点検を行い、書庫等に被害がなければ施錠する。被害がある場合は、非常時持出し袋等で一時的に別の施設に移動し、施錠の上、立入禁止とする。校外に関係書類を移動しなければならない場合は、事務長等が移動リスト等を作成し、移動先で確認を行い施錠し立入禁止とする。

Q&A

Q	A
一時的に書類を移動する場所は、どのようなところが考えられますか。	一時的に移動する場所は、建物の被害が少ない場合は書類がある近くの管理しやすい場所で、被害が大きい場合は、校内の低層階の建物で管理ができる場所に移動すると良いでしょう。
校外に書類を移動する場合はどのような場所にしたら良いですか。	事前に打合せが必要ですが、近隣の公共施設等の確実に管理ができる場所が良いでしょう。

(4) 通信回線の確認

電話回線やインターネット回線等の通信回線の確認をする。

(5) ライフラインの確認

- ア 電気は、使用していない場所ではブレーカーからの電気の供給を止めておく。使用している場所については、電線が切れていないか、漏電しているところがないか確認する。停電した場合は、全てのブレーカーからの電気の供給を止めておき、復旧したら、電線が切れていないか、漏電しているところがないか確認してから使用する。また、長時間の停電に備え別系統の電源（発電機等）を用意する。
- イ ガスは、災害発生後早い段階で元栓を閉め、プロパンガスの場合はタンクからガス漏れがないか確認する。都市ガスの場合は広範囲にわたりガス漏れがないか確認する。安全の確認が取れたら元栓から近いところにガスを供給してガス漏れがないか確認し、徐々に範囲を広げてガスを供給する。
- ウ 水道は、災害の場合漏水することがあるので、校内全てを確認する。確認できない場合や漏水がある場合、元栓を閉めておく。また、プールのある学校は、プールの水もトイレ等の生活用水として使用できるのでプールの漏水等も確認する。

Q&A

Q	A
通電する際の注意点は何か。	ブレーカーのON-OFFの確認をし、ONにする場合は漏電や断線に注意してから行いましょう。
貯水施設に損傷があった場合はどのようにしたら良いですか。	できるだけ中の水を保存できるようにタンクやバケツを用意すると良いでしょう。

(6) 備蓄品の配布と補給

ア 学校独自で用意してある備蓄品は、状況や数量を確認した後、校長等の判断により配布し、県や市町村等の補給支援を待つ。

イ 県や市町村の備蓄倉庫がある場合は、県や市町村の代表者の判断で配布し補給支援を待つ。

Q&A

Q	A
備蓄品の配布時期の判断はどのようにしたら良いですか。	季節や天候にも関係しますが、概ね数時間後から配布します。
補給の受入体制はどのようにしたら良いですか。	被害状況等を考慮し、どの場所で誰が責任者となって受け入れるかを決めておく必要があります。



KOBATON

3 避難所の開設支援

(1) 鍵の管理

- ア 立入禁止区域…事務長（事務職員）
- イ 児童生徒教育活動利用区域…教務主任、教科主任、学科主任等
- ウ 避難者利用区域…教職員の対応組織各班代表、避難所指定地域住民代表者

Q&A

Q	A
鍵を管理するときに気を付けることは何でしょうか。	基本的には、管理責任者がキーボックスで管理することになりますが、鍵を持ち出すときには、今、誰が使用しているかを明示することが必要です。

(2) 利用区域の設定表示と管理

担当は（１）と同様とする。

- ア 立入禁止区域…学校管理に必要な区域を設定する。
 - ・一般避難者の立入りを避けるべき部屋（例）
 - 校長室 ○事務室 ○保健室 ○職員室
 - 放送室 ○給食室 ○理科室等特別教室 ○物資の保管場所
- イ 児童生徒教育活動利用区域
 - ・児童生徒が在校中の場合は、一般避難者とは分ける。
- ウ 避難者利用区域…できるだけ多くの人数が収容できる場所
 - ・開放優先順位の決定（例）
 - ①体育館 ②集会室（マルチルーム等） ③食堂

Q&A

Q	A
避難者利用区域を設定するときに気を付けることは何でしょうか。	居住スペースを確保するだけでなく、人が行き来するための廊下、階段、トイレ、玄関などの共用スペースも確保することが大切です。
乗用車で避難してきたときには、どのようにすれば良いでしょうか。	原則として、以下の理由を述べて断りましょう。 「校庭等は、今後、居住スペースや炊き出し、仮設トイレなどの場所になりますので、車の乗り入れを制限しています。」

(3) 避難者の組織づくり（自治組織）

初期対応は教職員が行うことが必要になるが、市町村や自治組織が主体的に体制を整え、避難所運営し、学校は後方支援に当たる。

Q&A

Q	A
避難者の自治組織を編成するときに気を付けることは何でしょうか。	できるだけ行政機関の方々と共に行ってください。 また、代表者には、地域の自治会長など、地域の実情に詳しい方が良いでしょう。
避難所が長期化した時の対応として、どのようなことが考えられますか。	東日本大震災では、市町村や地元の自治組織と協力して教職員が当たることもありました。

4 教育活動の再開計画

(1) 教職員、児童生徒の状況確認

電話、電子メール、家庭・避難所訪問、避難者名簿、安否確認システム、災害伝言ダイヤルなど利用可能な手段は全て活用する。また、安否確認の日を表示したり集合させて直接確認したりして、その他の者の聞き取りを行う。

- ・ 具体的な確認内容等
 - ①本人及び家族の安否（負傷状況・死亡・不明）
 - ②住居の被害状況（全壊・半壊）
 - ③避難場所
 - ④連絡方法
 - ⑤出勤（登校）の可否（できない理由）
 - ⑥学用品や教科書の状況
- ※一覧表に整理しておく。

(2) 施設・設備等の状況確認

- ・ 施設設備等の状況確認
 - ①校舎等の安全と教室確保
 - ②ライフライン、トイレの確認
 - ③通学路等学校近隣の安全確認
 - ④校舎等の安全判定調査及び応急処置

(3) 教材等の確保

不足が少数の場合は、コピー、印刷、貸借、共用により対応する。相当数が不足する場合は、卒業生や上級生から集めるなど協力を求める。また、大量に不足する場合は高校教育指導課が対応する。

(4) 学事関係事務

県立学校人事課に問い合わせる。

(5) 教務関係事務

県立学校人事課に問い合わせる。

(6) 生徒・教職員への教育再開計画の周知

被害の程度にもよるが、災害発生後3日を経過したら、準備を始める必要がある。校長は、災害対策本部の組織を再編し、再開に向けた準備に必要な委員会及び内容別の小委員会を組織し、人員配置を行う。

ア 職務内容

- ①教職員、児童生徒の状況確認
- ②学校施設の状況確認
- ③応急教育計画作成
- ④救護・心のケア
- ⑤避難者・住民との折衝
- ⑥教育委員会等関係機関との調整・協議
- ⑦広報・周知

イ 再開計画の手順

教職員・生徒、学校施設の状況を調査し県立学校人事課と登校日を調整する。登校状況を見て授業再開に向けた準備を進め、再開計画を立てる。

ウ 再開計画の周知

- ①各避難場所等に掲示（貼紙等）
- ②テレビやラジオ等のマスコミ
- ③電子メール発信



KOBATON

5 県市町村等関係機関への連絡

(1) 県機関への連絡

ア 県教育委員会への報告事項

- ①出勤可能教職員数（県立学校人事課）②登校可能生徒数（県立学校人事課）
- ③転学希望者状況（県立学校人事課）
- ④不足する教科書・学用品の状況（高校教育指導課）

イ 県教育委員会との協議事項

- ①学校施設の復旧（ライフライン）（財務課）②仮設施設・設備の建設（財務課）
- ③不足教職員についての応援体制・配置（県立学校人事課）
- ④登校日と授業再開日程（県立学校人事課）⑤授業形態（県立学校人事課）

(2) 市町村への連絡

学校を避難所としている市町村の担当者と、教育再開に当たり利用場所の調整等、あらかじめ連絡し避難者に説明しておく必要がある。具体的な教育再開スケジュールを示し、混乱なく授業が再開できるよう調整する。

